

「天気」投稿規程

「天気」投稿規程は、「天気」の投稿・編集に関する基本方針を定めたものです。原稿の種別と投稿方法に関する「投稿案内」、および原稿の形式に関する「執筆要領」と併せ、毎年1回1月号に掲載いたします。なお、規程等の運用についてご要望などありましたら編集委員会にご相談下さい。

気象学会ホームページ：<https://www.metsoc.jp/>
「天気」ホームページ：<https://www.metsoc.jp/tenki/>

公益社団法人 日本気象学会「天気」投稿規程

2015年12月14日 制定

2017年11月24日 改正

1. 目的

この規程は、公益社団法人日本気象学会（以下「気象学会」）の機関誌「天気」への投稿および編集に関する基本的な事項を定めるものである。

2. 使用言語

「天気」の使用言語は原則として日本語とする。

3. 掲載記事

「天気」に掲載される記事は、気象学会の定款に定められた気象学会の目的に合致するものでなければならない。

「天気」には、論文・短報・解説および各種の報文等を掲載する。記事の種別や長さ、その他投稿手続きに関する事項は別途定める。

論文・短報は、新規性のある未発表の原著論文（original paper）とする。すでに査読付きの論文等として他の学術誌に発表され、または投稿されて審査中・印刷中である記事もしくは投稿予定である記事（使用言語が異なる場合を含む。また、査読のある紀要や研究機関報告等の記事を含む）は、原著論文としての投稿を認めない。

4. 著者の要件

原則として、著者の中に気象学会会員を含むものとする。

すべての著者は、当該記事の内容全般について責任を負う。論文・短報の著者は、その作成に不可欠の貢献をした者に限るものとする。

5. 編集

「天気」の編集は「天気」編集委員会（以下「編集委員会」）が行う。

編集委員会は、論文・短報・解説の採否を判断するに当たり、原則として査読（peer review）を行い、必要に応じて著者に改稿を求める。また、原稿の内容等によっては、査読を行うことなく、または査読意見に関わらず、著者に改稿を求め、あるいは原稿を受理しないことができる。

編集委員会は、論文・短報・解説以外の原稿についても必要に応じて著者に改稿を求め、あるいは原稿を受理しないことができる。これらの判断に当たり、専門家の意見を求めることができる。

6. 原稿の受理

編集委員会が原稿を受理した日をもって受理日とする。

記事の印刷順序は原則として受理日順とするが、編集の都合によってはその順序を変えることがある。

7. 費用負担

気象学会は、記事の掲載および印刷に関し、著者に費用の負担を求めることができる。費用負担の詳細については別途定める。

8. 著作権

「天気」に掲載された記事の著作権は気象学会に帰属する。上記著作権の扱いは「日本気象学会の刊行物に掲載された著作物の利用について（規程）」による。

「天気」に掲載される記事において、著作権の許諾が必要な転載等がある場合には、著者が予め当該部分の著作権者から利用許諾を受けておくものとする。

同一の原稿（内容が実質的に同じである場合を含む）を「天気」と他の刊行物に同時に投稿することは認めない。

9. 改廃

この規程の改廃は編集委員会で審議し，気象学会理事会の承認を得て決定する。

10. 補則

この規程に定めのない事項については編集委員会が決定する。
